

北広島町農業委員会第15回総会議事録

事務局 (第15回北広島町農業委員会総会開会宣言)

副町長 (あいさつ)

会長 (開会あいさつ)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

2番 9月12日に地区担当推進委員と現地確認を行い、譲受人に聞き取りをしました。譲受人は昭和53年の圃場整備以降、申請地を町内の担い手農家へ利用権設定で貸しておられ、草刈りと水管理は譲受人が行っていました。譲渡人は譲受人と遠縁の親戚であり、この度譲受人の申し出から譲り受けることとなり、今回の申請となりました。譲り受けた後は、地域の協同組合の機械を利用し耕作を行うとのこと。労働力としては、譲受人夫婦で行われるため十分であると考えます。従前から草刈りと水管理をされておられることから、今後も自作地として管理をしていくとのこと。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

11番 元の利用権設定は何年の設定だったか。

2番 10年設定をしておられたが、3条申請のため合意解約をされた。

会長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

2番 9月12日に地区担当推進委員と現地調査を行いました。この件は、先月の総会で5条

申請がありましたが、譲渡人が所有する土地すべてを売買されたいとのことから、農地として管理している申請地について3条申請されたものです。譲受人の経営規模は、町外で営農していることから耕作証明書で確認しています。譲受人の住所は町外ですが、通作は可能である距離です。申請地を確認したところ、2か所は防草シートが張られており、残り1か所は草刈りがされていました。事務局の聞取りでは、家庭菜園として利用したいとのことでした。労働力は夫婦で管理をされていて十分であり、農業経験は13年耕作されていることから問題ありません。従って、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 1 番 譲受人が経営している農地はどこにあるのか。
- 事務局 町外（具体市町名）です。
- 会 長 耕作証明書には作付けの状況は添付されているか。
- 事務局 面積のみで作付け状況は記載されていない。
- 2 番 申請書の営農計画書には、水稻や野菜の記載がある。
- 10 番 農業経営規模が大きいからとはいえ、この狭小な農地を受けて耕作をするということに疑問を感じる。譲り受けた後放置される恐れはないでしょうか。
- 16 番 土地と一緒に買う条件であれば、やむを得ない事情だと思う。しかし、譲受人が遠方に住んでいるので放置されるかもしれない。許可後定期的に確認をする必要があると思う。
- 会 長 その他にご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 （異議なし）
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし（挙手全員）
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 4 番 9月15日に地区担当推進委員と譲受人立会いのもと現地確認を行いました。譲渡人は高齢であり県外在住のため、建物や土地を整理されたいことからその宅地に建っている建物の解体を依頼されたのが始めですが、高額であり、建物と土地を譲受人へ売買する

ことになったとのことです。譲受人は、建物は倉庫として活用し、今後申請地に果樹等を植えて活用していこうと考えておられます。以上の事から、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

16 番 譲受人は会社経営をされておられるが、会社ではなく個人で受けられるのか。

4 番 譲受人の会社は、農地を借りて大規模に農業経営をされておられ、所有農地も適正に耕作されている。

会 長 その他にご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

9 番 9月19日に地区担当推進委員と現地調査を行いました。この件は、以前より譲受人から農地を処分したいと相談を受けていました。申請地は、草刈りや耕作を地元へ依頼して行っていましたが、高齢で町外在住であり管理に困っておられました。譲受人は作業委託を行って農業経営をされておられ、後継者として息子さんがおられます。周辺農地への影響ですが、譲受人に適正に管理を行ってもらえることから特に問題ありません。従って、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号5番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

9 番 9月10日に職務代理者と地区担当推進委員と現地確認を行いました。内容は摘要欄のとおりです。転用の計画面積は妥当であり、車庫の面積が45㎡とありますが、宅地部分を一部足して車庫を建設されとのこと。車庫がないことから、道路に面している申請地に車庫を建設されたいとのこと。周辺農地への影響もなく許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

3 番 9月11日に11番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請地には30年前から住宅が建てられておりました。一昨年の利用状況調査で違反転用であることを確認してから、申請人へ適正化を図るため許可申請をするよう働きかけて、始末書添付のうえこの度の申請となりました。追認やむなしのため許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番について事務局より説明をお願いします。

- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 11番 9月11日に3番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請人は相続により土地を取得されましたが、土地の整理をしていたところ、地目が農地のままであったことが判明したため申請されました。周辺農地への影響はなく、顛末書添付であり追認やむなしのため許可妥当と判断しました。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号8番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 2番 9月12日に5番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請地周辺は以前5条許可された農地が点在します。申請地は4棟目の建売住宅建設を予定しておられます。計画規模、目的や面積は妥当であり、周辺農地への影響については、隣接する農地への進入路は残されており、田の配水についても以前の許可案件で水路新設について確認済みのため、問題ないと考えます。第3種農地であり原則許可であることから許可妥当と判断しました。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 10番 申請人は会社だが、畑を所有できたのか。
- 事務局 元は地元共有地であり町の所有となっていた。本申請の前段階で町との売買と権利移転が済まされていた。
- 会長 町から申請人へ売買された日はいつになるか。
- 事務局 全部事項証明書によると、6月26日に所有権移転とあります。
- 1番 現況は畑だったのか。
- 事務局 隣接農地所有者が保全管理をされているものの、耕作はされていないため農地性はなく、土手と一体化した現況であった。
- 2番 登記の切り替えの経緯はさておき、私はこの案件について許可相当と確認した。本件と

切り離して審議していただきたい。

会 長 すでに登記が切り替わっている事案であり、町が農地を持ってないから処分をしたい、受
けたい人がいたということである。この転用申請が妥当かを判断すべきと考える。

会 長 その他にご意見ご質問等ございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請どおり許可して良い
と思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手多数)

会 長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号9番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

16番 9月12日に1番委員及び地区担当推進委員と現地調査を行いました。譲渡人は申請地
を相続したが、町外在住であり管理が困難なことから空家バンクに登録されていました。
譲受人は現在県外在住ですが、将来は購入した住宅へ移住し、申請地をリハビリ活動の
拠点として活用したいとのことです。周辺農地への影響は考えられないため許可相当と
判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良い
と思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手多数)

会 長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号10番につ
いて事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

5番 9月14日に13番委員と地区担当推進委員と現地確認を行い、譲受人へ聞取りを行
いました。内容は摘要欄のとおりですが、転用面積、転用目的は妥当と考えます。地図を

ご覧いただくと、裏手は工場であり譲渡人は申請地を休耕しており、申請地の前の農地は以前5条許可され建売住宅が建設されています。このことから周辺農地への影響はなく許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号11番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

9 番 9月10日に職務代理者と地区担当推進委員と現地確認をしました。この案件は4番案件関連であり、農地の処分をしたいと譲渡人から相談を受けていました。申請地は地域の中心地にあり、周辺には郵便局、元小学校、保育所があります。申請地は宅地に隣接しており両方にまたがって倉庫が建っていますが、平成の初めごろに譲渡人が農作業をされるために利用されていました。第1種農地ですが、地域には中心地ながら駐車場がなく、地域行事の際に駐車場と倉庫は休憩スペースとして活用されたいとのことで、不許可の例外に該当すると考えます。周辺農地への営農には影響はないことから許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 農地改良届について

会 長 番号12番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

- 1 2 番 9月17日に職務代理者と現地調査を行い、申請人へ面談をしました。申請地は畦畔が災害で崩れたことから、作業効率を上げるため2枚を1枚にするということでした。以上の事から受理妥当と判断しました。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 2 番 中山間対象農地であっても、改良することは問題ないか。
- 事 務 局 中山間担当者に確認したところ、現地確認の際に耕起した状態であれば問題ないと聞いている。
- 会 長 その他にご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について農地改良届を受理してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって農地改良届を受理することに決定しました。

議案第5号 非農地証明申請について

- 会 長 番号13番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 9 番 9月10日に職務代理者と地区担当推進委員と現地調査をしました。申請地は昭和の終わりごろまで耕作をされておられたようですが、以後は耕作放棄され、現地は竹林や直径30センチほどの杉が建っており、農地の状況ではなく今後農地への復元は困難と考え、受理妥当と判断しました。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号13番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号14番に

ついて事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

2 番 申請人は以前3条申請をされて農地を譲渡されました。申請地はその際に農地の状態ではなかったため、農振除外の手続きを経て非農地証明申請をされました。9月12日に15番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請地は荒廃しており、今後農地への復元は困難と考えます。以上の事から受理妥当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

議案第6号 別段の面積の改正について

会長 事務局より説明をお願いします。

事務局 農業委員会では、下限面積について1年以上にわたり視察研修を行い、農政懇談会や各地区会議で幾度も議論を重ねてきました。平成24年1月から町全域で3,000㎡(30a)としていましたが、設定区域を二通りにして、1a(100㎡)以上の圃場整備済農地については10a(1,000㎡)とし、それ以外の農地を0.01a(1㎡)としました。本日付の告示後、施行は平成30年10月1日とし、10月総会議案から適用となります。改正する理由として、利用状況調査を行う中で、農地の有効活用が難しく担い手の確保が必要であること、遊休農地や不作付農地が相当程度あり遊休化が進行する恐れがあること、小規模農家が増加しても農業の効率的な利用に支障がないことから、下限面積を弾力化し、新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図れないため、農地法施行規則第17条第2項の適用を行うところです。

会長 この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

4 番 0.01aの下限面積設定は県内初ととらえていいか。

事務局 そのとおりです。県内では空家バンク関連に限定して1aの設定はある。参考までに、北広島町で1a未満の未整備の農地は、7,635筆あわせて約41haあります。設定面積が1aとした時にはこの農地が対象とならない可能性があります。

16 番 地区会議で協議したと言われるが、3月と6月の2回であり、すべての地区で結論がま

とまっていないのではないか。本来なら、総会へ上程する前に地区会議で議論をしてもらい、結論をもって総会で決定するべきである。これでは推進委員へは決まったことの事後報告しかなく、地区会議自体の意味がなくなる。これは他にも言えることだと思う。

会 長 下限面積は、従前から議論をされてきた経緯がある。視察研修を行い、議論を重ねてきた中で、狭小な農地は大規模農家が預からない実態を解決するには、小規模の農家でも農地を持てるようにする必要があると考える。推進委員のみなさんも、就任されてから関わっていただいて理解を得ていると思っている。

4 番 前回総会で結論を出すことに合意がとられているから今回上程されたと認識している。今までに議論を尽くされたからと考える。

2 番 16番委員が言われたことが基本でとても大切だと考えるが、各地区で協議の仕方等違いがあり、まとめ方も違うと思う。その中でも議論が尽くされていることからご理解をいただきたい。

会 長 9月は地区会議を開催していないが、それまでに議論を尽くされていること、前回総会で結論を出すことに全員賛成していただいたこと、内外から結論を求める声があることから、この総会で決定することとなった。

10 番 面積表示がa表記となっているが、一般の方にはなじみがないため、m²表記も併記していただきたい。下限面積についての意見ですが、従前の面積は兼業農家にはハードルが高く、要件を満たす面積にならない現状が見受けられる。この課題を解決することができる点は評価できる。

4 番 空家バンク検討委員会でも、農地の下限面積の引き下げの要望が出ている。

会 長 国が大型農家を育成し8割の農地を集積するという政策に異を唱えるわけではない。多様な担い手を育てるといった思いを反映したのがこの改正案だと考える。

会 長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。別段の面積について、1a以上の圃場整備済農地については10a、上記以外の農地については0.01aに変更する改正案についてご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって改正することに決定しました。
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩